

○入間市空き家バンク要綱

平成29年11月8日

告示第306号

(目的)

第1条 この要綱は、空き家バンクを設け、空き家の情報を広く提供することにより、空き家の有効活用を促進し、もって空き家の管理不全の防止及び定住促進による地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人の居住を目的として建築され、現に誰も居住していない（近く居住しなくなる予定である場合を含む。）市内の建物（共同住宅及び分譲等を目的とするものを除く。）及びその敷地をいう。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権（当該所有権を有する者が死亡している場合等は、相続権を含む。）により、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者から申込みを受け、当該空き家の情報を登録し、その情報を、市公式ホームページ等において公開するとともに、市内への定住等を目的として空き家の利用を希望する者に対し、提供する仕組みをいう。
- (4) 協力会員 市内に事務所を有する宅地建物取引業者（公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会彩西支部又は公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部所沢支部の会員である者に限る。）のうち、空き家バンクの趣旨に賛同したものをいう。

(物件登録)

第3条 空き家バンクによる登録の対象となる空き家は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建物の安全性に問題がないと認められること。
 - (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の法令に違反していないこと。
 - (3) 宅地建物取引業者に媒介を依頼していないこと。
- 2 空き家バンクによる空き家の登録期間は、初回登録については、登録日から登録日の属する年度の翌年度の末日までとし、その後の期間延長については、2年ごとにその登録期間の更新を受けることができる。

(物件登録の申込み)

第4条 空き家バンクによる空き家の登録を受けようとする所有者は、入間市空き家バンク物件登録申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家バンク物件登録カード(様式第2号。以下「物件登録カード」という。)
- (2) 所有者であることが確認できる書類
- (3) 建物と敷地の所有者が同一でない場合又は建物若しくは敷地の所有者が複数である場合は、申込者以外の全ての所有者による、承諾書(様式第3号)
- (4) 前三号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、内容を確認し、その適否を決定し、入間市空き家バンク物件登録決定・却下通知書(様式第4号)により、申込者に通知するものとする。

(物件登録事項の変更)

第5条 前条第2項の規定により物件登録の決定を受けた者(以下「物件登録者」という。)は、当該登録に係る事項に変更があったとき(物件登録者の名義変更を希望する場合を含む。)は、入間市空き家バンク物件登録事項変更届出書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更内容を記載した物件登録カード
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(物件登録期間の更新)

第6条 物件登録者は、登録期間の更新を受けようとするときは、当該登録期間の満了日の1か月前までに、入間市空き家バンク物件登録期間更新申込書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、内容を確認の上、登録期間を更新し、入間市空き家バンク物件登録期間更新通知書(様式第7号)により、申込者に通知するものとする。

(物件登録の辞退及び取消し)

第7条 物件登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、入間市空き家バンク物件登録辞退申出書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 登録期間が満了する前に、空き家バンクによる物件登録を辞退しようとするとき。
- (2) 所有者でなくなるとき(第5条の規定により物件登録者の名義変更を希望するときを

除く。）。

(3) 宅地建物取引業者に媒介（空き家バンクによるものを除く。）を依頼しようとするとき。

(4) 当該空き家の売買又は賃貸借に係る契約締結（空き家バンクによるものを除く。）をしようとするとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクによる当該空き家の物件登録を取り消すものとする。

(1) 前項の規定による申出があったとき。

(2) 第3条第1項の登録要件に該当しなくなったと認めたとき。

(3) 物件登録者が当該空き家に係る所有者でなくなったことが判明したとき。

(4) 登録期間が満了したとき（前条第2項の規定により登録期間を更新したときを除く。）。

(5) 当該空き家の売買又は賃貸借に係る契約締結を確認したとき。

(6) 物件登録の申込内容に虚偽があったことが判明したとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、空き家バンクによる物件登録について、適当でないと認めたとき。

3 市長は、前項の規定により空き家バンクによる物件登録を取り消したときは、入間市空き家バンク物件登録取消通知書（様式第9号）により、当該物件登録者に通知するものとする。

（物件情報利用登録）

第8条 空き家バンクによる空き家の情報提供（第2条第3号の規定による市公式ホームページ等における公開によるものを除く。次条第1項において同じ。）を受けようとする者は、市長による登録を受けなければならない。

2 前項の規定による登録の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在する意思があること。

(2) 地域住民と協調して生活する意思があること。

3 第1項の規定による登録の期間は、初回登録については、登録日から登録日の属する年度の翌年度の末日までとし、その後の期間延長については、2年ごとにその登録期間の更新を受けることができる。

（物件情報利用登録の申込み）

第9条 空き家バンクによる空き家の情報提供を受けようとする者は、入間市空き家バンク物件情報利用登録申込書（様式第10号）に、空き家バンク物件情報利用登録カード（様

式第11号。以下「物件情報利用登録カード」という。)を添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、内容を確認し、その適否を決定し、入間市空き家バンク物件情報利用登録決定・却下通知書(様式第12号)により、申込者に通知するものとする。

(物件情報利用登録事項の変更)

第10条 前条第2項の規定により物件情報利用登録の決定を受けた者(以下「物件情報利用登録者」という。)は、当該登録に係る事項に変更があったときは、入間市空き家バンク物件情報利用登録事項変更届出書(様式第13号)に変更内容を記載した物件情報利用登録カードを添付し、市長に提出しなければならない。

(物件情報利用登録期間の更新)

第11条 物件情報利用登録者は、登録期間の更新を受けようとするときは、当該登録期間の満了日の1か月前までに、入間市空き家バンク物件情報利用登録期間更新申込書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、内容を確認の上、登録期間を更新し、入間市空き家バンク物件情報利用登録期間更新通知書(様式第15号)により、申込者に通知するものとする。

(物件情報利用登録の辞退及び取消し)

第12条 物件情報利用登録者は、登録期間が満了する前に、空き家バンクによる物件情報利用登録を辞退しようとするときは、入間市空き家バンク物件情報利用登録辞退申出書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクによる当該物件情報利用登録者の登録を取り消すものとする。

- (1) 前項の規定による申出があったとき。
- (2) 登録期間が満了したとき(前条第2項の規定により登録期間を更新したときを除く。)
- (3) 物件情報利用登録の申込内容に虚偽があったことが判明したとき。
- (4) 前三号に掲げるもののほか、空き家バンクによる物件情報利用登録について、適当でないと認めたとき。

- 3 市長は、前項の規定により空き家バンクによる物件情報利用登録を取り消したときは、入間市空き家バンク物件情報利用登録取消通知書(様式第17号)により、当該物件情報利用登録者に通知するものとする。

(物件交渉の申込み等)

第13条 物件情報利用登録者は、空き家バンクに登録されている空き家の売買又は賃貸借に係る交渉を希望するときは、入間市空き家バンク物件交渉申込書(様式第18号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、内容を確認し、入間市空き家バンク物件交渉申込通知書(様式第19号)により、当該空き家に係る物件登録者及び協力会員に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた物件登録者及び協力会員は、お互いに当該空き家の売買又は賃貸借に係る交渉について調整するとともに、当該物件交渉の申込者と交渉を行うものとする。この場合において、当該交渉を行った協力会員は、速やかに、その結果を市長に報告するものとする。

(交渉等の不関与)

第14条 市は、空き家バンクにより空き家の情報を登録し、及び提供するのみであって、その内容を保証するものではなく、当該空き家の売買又は賃貸借に係る交渉、契約等について、一切関与せず、責任を負わないものとする。

2 空き家の売買又は賃貸借に係る交渉、契約等について、疑義、紛争等があるときは、全て、当該交渉、契約等の当事者間で解決するものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成29年12月1日から施行する。

附 則(令和4年告示第263号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和4年告示第355号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

入間市空き家バンク物件登録申込書

年 月 日

（宛先）入間市長

申込者 住 所
氏 名

⑩

入間市空き家バンク要綱に基づく空き家バンクの趣旨を理解し、同要綱第 4 条第 1 項の規定により、空き家バンクによる空き家の登録を受けたいので、次のとおり確認及び誓約した上で、申し込みます。

- 1 空き家の物件登録内容 空き家バンク物件登録カード（様式第 2 号）のとおり
- 2 市が、空き家バンクに登録した情報を、その運用に必要な範囲で、次のとおり提供することに同意します。
 - (1) 市公式ホームページ等における公開
 - (2) 市内への定住等を目的として空き家の利用を希望する者
 - (3) 市内に事務所を有する宅地建物取引業者（公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会彩西支部又は公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部所沢支部の会員である者に限る。）のうち、空き家バンクの趣旨に賛同したもの（以下「協力会員」という。）
- 3 空き家バンクに登録された空き家の売買又は賃貸借に係る交渉、契約等については、全て、協力会員へ媒介を依頼します。協力会員以外の者には、その媒介を依頼しません。
- 4 空き家バンクに登録された空き家の売買又は賃貸借に係る交渉、契約等について、疑義、トラブル等があるときは、全て、当該交渉、契約等の当事者間で解決するものとし、市に関与や解決の責任を要求しません。
- 5 空き家バンクにより得た、空き家の購入又は賃借希望者及び協力会員の個人情報は、空き家の売却又は賃貸の目的に必要な範囲以外に利用しません。

注意

- (1) 市は、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、空き家の売買又は賃貸借に係る交渉、契約等については、一切、媒介行為を行いません。媒介業務は、所有者と協力会員が契約締結の上、協力会員が行います。

なお、空き家の売買又は賃貸借契約成立後は、所有者は、媒介業務について、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）に基づく額の範囲の報酬を協力会員に支払う必要があります。
- (2) 空き家の売買又は賃貸借に係る交渉、契約等について、疑義、トラブル等があるときは、全て、当該交渉、契約等の当事者間で解決をお願いします。
- (3) 既に、売買又は賃貸借の媒介を依頼している空き家については、空き家バンクに登録することができません。また、登録期間中に、空き家バンク以外で、売買又は賃貸借の媒介を依頼する場合は、空き家バンクの登録を辞退していただくこととなります。
- (4) 市は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、空き家バンクにおいて収集した個人情報は、その事業の目的に必要な範囲以外に利用いたしません。

様式第2号（第4条関係）

空き家バンク物件登録カード

所有者	ふりがな		
	氏 名		
	住 所		
	電 話 番 号：	F A X 番 号：	
	携帯電話番号：	メールアドレス：	

※ 所有者が複数である場合は、別紙に記載してください。

【指定協力会員】

名 称	
-----	--

【物件の概要】

所在地	入間市		
地 目			
構 造	☐ 木造 ☐ 軽量鉄骨造 ☐ その他（ ）		
階 層	☐ 平屋建 ☐ 2階建 ☐ その他（ ）		
建築年	年建築 （築後 年経過）		
利用状況	☐ 放置（ 年） ☐ 別荘 ☐ その他（ ）		
土 地	㎡（ 坪）		
面 積	1 階	㎡（ 坪）	
	2 階	㎡（ 坪）	
	その他	㎡（ 坪）	
	合 計	㎡（ 坪）	
間取り	1 階	☐ 和室（ 畳）（ 畳）（ 畳） ☐ 洋室（ 畳）（ 畳）（ 畳） ☐ 台所 ☐ トイレ ☐ 風呂 ☐ その他（ ）	
	2 階	☐ 和室（ 畳）（ 畳）（ 畳） ☐ 洋室（ 畳）（ 畳）（ 畳） ☐ 台所 ☐ トイレ ☐ 風呂 ☐ その他（ ）	
	その他		
設備状況	電 気	☐ 引込み済み ☐ その他（ ）	
	ガ ス	☐ プロパンガス ☐ 都市ガス ☐ 集中プロパン ☐ その他	
	台 所	☐ ガス ☐ 電気 ☐ その他（ ）	
	風 呂	☐ ガス ☐ 灯油 ☐ 電気 ☐ その他（ ）	
	水 道	☐ 公営水道 ☐ その他（ ）	
	下水道	☐ 公共下水道 ☐ 合併浄化槽 ☐ その他（ ）	
	トイレ	☐ 水洗 ☐ くみ取り / ☐ 和式 ☐ 洋式	
	付 帯 設 備	☐ 駐車場（屋外 台分、車庫 台分） ☐ 倉 庫（ ㎡・坪） ☐ 庭・菜園（ ㎡・坪） ☐ その他（ ）	

様式第3号（第4条関係）

承 諾 書

年 月 日

（宛先）入間市長

所有者 住 所

署 名

印

電話番号

次の物件について、入間市空き家バンク要綱に基づく空き家バンクの趣旨を理解し、空き家バンクによる空き家の登録を受けることを承諾します。

物件所在地 入間市

※ 複数の方による承諾書とする場合は、以下余白に、上記以外の方の住所及び電話番号の記載、署名並びに押印をしてください。

様式第4号（第4条関係）

入間市空き家バンク物件登録^{決定}_{却下}通知書

年 月 日

様

入間市長 印

年 月 日付けで申込みのあった空き家バンクの物件登録について、次のとおり^{決定}_{却下}しましたので通知します。

登 録 番 号	
登 録 内 容	「空き家バンク物件登録カード」のとおり
登 録 日	年 月 日
登 録 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
却下の場合その理由	

※ 登録内容に変更があったときは、速やかに届け出てください。

様式第 5 号（第 5 条関係）

入間市空き家バンク物件登録事項変更届出書

年 月 日

（宛先）入間市長

届出者 住 所

氏 名

入間市空き家バンク要綱第 5 条の規定により、空き家バンクの物件登録に係る事項に変更
があったので、次のとおり届け出ます。

登 録 番 号	
変 更 内 容	「空き家バンク物件登録カード」のとおり

※ 変更内容は、「空き家バンク物件登録カード」に朱書きしてください。

様式第6号（第6条関係）

入間市空き家バンク物件登録期間更新申込書

年 月 日

（宛先）入間市長

申込者 住 所

氏 名

入間市空き家バンク要綱第6条第1項の規定により、空き家バンクの物件登録期間の更新を受けたいので、申し込みます。

登 録 番 号	
---------	--

様式第7号（第6条関係）

入間市空き家バンク物件登録期間更新通知書

年 月 日

様

入間市長 印

年 月 日付で申込みのあった空き家バンクの物件登録期間について、次のとおり更新しましたので通知します。

登 録 番 号	
登 録 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第 8 号（第 7 条関係）

入間市空き家バンク物件登録辞退申出書

年 月 日

（宛先）入間市長

申出者 住 所

氏 名

入間市空き家バンク要綱第 7 条第 1 項の規定により、空き家バンクの物件登録を辞退したので、次のとおり申し出ます。

登 録 番 号	
辞 退 理 由	

様式第9号（第7条関係）

入間市空き家バンク物件登録取消通知書

年 月 日

様

入間市長 印

入間市空き家バンク要綱第7条第2項の規定により、空き家バンクの物件登録を取り消しましたので、次のとおり通知します。

登 録 番 号	
取 消 日	年 月 日
取 消 理 由	

様式第 10 号（第 9 条関係）

入間市空き家バンク物件情報利用登録申込書

年 月 日

（宛先）入間市長

申込者 住 所

氏 名

㊞

入間市空き家バンク要綱に基づく空き家バンクの趣旨を理解し、同要綱第 9 条第 1 項の規定により、空き家バンクによる空き家の情報提供を受けたいので、次のとおり確認及び誓約した上で、申し込みます。

- 1 登録内容 空き家バンク物件情報利用登録カード（様式第 11 号）のとおりに
- 2 空き家に定住し、又は定期的に滞在する意思があること、また、その際は、地域住民と協調して生活する意思があることを誓約します。
- 3 空き家バンクに登録されている空き家の売買又は賃貸借に係る交渉を希望する際に、市が、空き家バンクに登録した私（同居予定者を含む。）の情報を、その運用に必要な範囲で、次のとおり提供することに同意します。また、同居予定者がいる場合については、同居予定者にもその同意を得ています。
 - (1) 当該空き家の所有者
 - (2) 市内に事務所を有する宅地建物取引業者（公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会彩西支部又は公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部所沢支部の会員である者に限る。）のうち、空き家バンクの趣旨に賛同したもの（以下「協力会員」という。）
- 4 空き家バンクに登録された空き家の売買又は賃貸借に係る交渉、契約等については、全て、協力会員へ媒介を依頼します。協力会員以外の者には、その媒介を依頼しません。
- 5 空き家バンクに登録された空き家の売買又は賃貸借に係る交渉、契約等について、疑義、トラブル等があるときは、全て、当該交渉、契約等の当事者間で解決するものとし、市に関与や解決の責任を要求しません。
- 6 空き家バンクにより得た、空き家の情報並びに所有者及び協力会員の個人情報は、空き家の購入又は賃貸の目的に必要な範囲以外に利用しません。

注意

- (1) 市は、情報の紹介や必要な連絡調整等を行います。空き家の売買又は賃貸借に係る交渉、契約等については、一切、媒介行為を行いません。媒介業務は、購入又は賃貸希望者と協力会員が契約締結の上、協力会員が行います。
- (2) 空き家の売買又は賃貸借に係る交渉、契約等について、疑義、トラブル等があるときは、全て、当該交渉、契約等の当事者間で解決をお願いします。
- (3) 市は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、空き家バンクにおいて収集した個人情報は、その事業の目的に必要な範囲以外に利用いたしません。

様式第 1 1 号（第 9 条関係）

空き家バンク物件情報利用登録カード

登録申込者	ふりがな			
	氏 名			
	住 所	〒		
	電 話 番 号			
	携帯電話番号			
	F A X 番号			
	メールアドレス			
入 間 市 に 住みたい理由				
同居予定者の状況	氏 名（ふりがな）	年齢	続柄	
			本人	
希 望 す る 空き家の条件	（面積、部屋数、立地条件、駐車台数等）			
	☐ 売買希望（購入希望価格 円程度）			
	☐ 賃貸借希望（家賃希望価格 円／月）			
	場所、地域等（ ）			
希望連絡方法	☐ 電話 ☐ 携帯電話 ☐ F A X ☐ メール ※ 上記と連絡先が異なる場合（ ）			
連絡希望時間帯	（ ： から ： まで）			

【市処理欄】

受 付 日	年 月 日	登 録 番 号	
登 録 日	年 月 日	有 効 期 限	年 月 日
登録変更日	年 月 日	登録取消日	年 月 日

様式第 1 2 号（第 9 条関係）

入間市空き家バンク物件情報利用登録^{決定}_{却下} 通知書

年 月 日

様

入間市長 印

年 月 日付けで申込みのあった空き家バンクの物件情報利用登録について、
次のとおり^{決定}_{却下} しましたので通知します。

登 録 番 号	
登 録 日	年 月 日
登 録 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
却下の場合その理由	

※ 登録内容に変更があったときは、速やかに届け出てください。

様式第 13 号（第 10 条関係）

入間市空き家バンク物件情報利用登録事項変更届出書

年 月 日

（宛先）入間市長

届出者 住 所

氏 名

入間市空き家バンク要綱第 10 条の規定により、空き家バンクの物件情報利用登録に係る
事項に変更があったので、次のとおり届け出ます。

登 録 番 号	
変 更 内 容	「空き家バンク物件情報利用登録カード」のとおり

※ 変更内容は、「空き家バンク物件情報利用登録カード」に朱書きしてください。

様式第 1 4 号（第 1 1 条関係）

入間市空き家バンク物件情報利用登録期間更新申込書

年 月 日

（宛先）入間市長

申込者 住 所

氏 名

入間市空き家バンク要綱第 1 1 条第 1 項の規定により、空き家バンクの物件情報利用登録期間の更新を受けたいので、申し込みます。

登 録 番 号	
---------	--

様式第 1 5 号（第 1 1 条関係）

入間市空き家バンク物件情報利用登録期間更新通知書

年 月 日

様

入間市長 印

年 月 日付で申込みのあった空き家バンクの物件情報利用登録期間について、次のとおり更新しましたので通知します。

登 録 番 号	
登 録 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第 1 6 号（第 1 2 条関係）

入間市空き家バンク物件情報利用登録辞退申出書

年 月 日

（宛先）入間市長

申出者 住 所

氏 名

入間市空き家バンク要綱第 1 2 条第 1 項の規定により、空き家バンクの物件情報利用登録を辞退したいので、次のとおり申し出ます。

登 録 番 号	
辞 退 理 由	

様式第 1 7 号（第 1 2 条関係）

入間市空き家バンク物件情報利用登録取消通知書

年 月 日

様

入間市長 印

入間市空き家バンク要綱第 1 2 条第 2 項の規定により、空き家バンクの物件情報利用登録を取り消しましたので、次のとおり通知します。

登 録 番 号	
取 消 日	年 月 日
取 消 理 由	

様式第 18 号（第 13 条関係）

入間市空き家バンク物件交渉申込書

年 月 日

（宛先）入間市長

申込者 住 所
氏 名
登録番号

入間市空き家バンク要綱第 13 条第 1 項の規定により、空き家バンクに登録されている空き家の売買又は賃貸借に係る交渉をしたいので、次のとおり確認及び誓約した上で、申し込みます。

物件登録番号	
売買又は賃貸借の別	☐ 売買 ☐ 賃貸借
希 望 条 件 等	

確認・誓約事項

- 1 空き家バンクに登録された空き家の売買又は賃貸借に係る交渉、契約等については、全て、協力会員（市内に事務所を有する宅地建物取引業者（公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会彩西支部又は公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部所沢支部の会員である者に限る。）のうち、空き家バンクの趣旨に賛同したものをいう。以下同じ。）へ媒介を依頼します。協力会員以外の者には、その媒介を依頼しません。
- 2 空き家バンクに登録された空き家の売買又は賃貸借に係る交渉、契約等について、疑義、トラブル等があるときは、全て、当該交渉、契約等の当事者間で解決するものとし、市に関与や解決の責任を要求しません。

注意

- (1) 市は、情報の紹介や必要な連絡調整等を行います。が、空き家の売買又は賃貸借に係る交渉、契約等については、一切、媒介行為を行いません。媒介業務は、購入又は賃借希望者と協力会員が契約締結の上、協力会員が行います。
- (2) 空き家の売買又は賃貸借に係る交渉、契約等について、疑義、トラブル等があるときは、全て、当該交渉、契約等の当事者間で解決をお願いします。

様式第 1 9 号（第 1 3 条関係）

入間市空き家バンク物件交渉申込通知書

年 月 日

様

入間市長 印

空き家バンクに登録されている空き家について、売買又は賃貸借に係る交渉の申込みがありましたので、次のとおり通知します。

交渉申込者	ふりがな	
	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	携帯電話番号	
	F A X 番 号	
	メールアドレス	
物件登録番号		
売買又は賃貸借の別	☐ 売買 ☐ 賃貸借	
希 望 条 件 等		

様式第1号（第4条関係）

（令4告示355・一部改正）

様式第2号（第4条関係）

（令4告示263・一部改正）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第4条関係）

様式第5号（第5条関係）

様式第6号（第6条関係）

様式第7号（第6条関係）

様式第8号（第7条関係）

様式第9号（第7条関係）

様式第10号（第9条関係）

（令4告示355・一部改正）

様式第11号（第9条関係）

様式第12号（第9条関係）

様式第13号（第10条関係）

様式第14号（第11条関係）

様式第15号（第11条関係）

様式第16号（第12条関係）

様式第17号（第12条関係）

様式第18号（第13条関係）

様式第19号（第13条関係）